

# 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成23年7月12日（火）10:00～12:00

場所：さいたま市保健所2階 第2研修室

## 次 第

1. 開 会
2. 会長・副会長の選出
3. 地域自立支援協議会設置の経緯と概要について
4. 運営要領の決定
5. 議 題
  - 第6回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
  - 平成22年度の障害者総合支援センターの実績について
  - 平成22年度のコーディネーター連絡会議について
  - 平成22年度の障害者生活支援センター運営実績について
  - 障害者居住支援モデル事業について（中間報告）
  - 虐待事案について
6. そ の 他
7. 閉 会

## 配布資料

- ・ 第1回さいたま市地域自立支援協議会次第
- ・ 第1回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- ・ 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- 【資料1】地域自立支援協議会条例関係及び委員名簿
- 【資料2】平成22年度障害者総合支援センター事業実績報告
- 【資料3】2010年度さいたま市コーディネーター連絡会議活動報告
- 【資料4】平成22年度障害者生活支援センター実績報告
- 【資料5】さいたま市障害者居住支援モデル事業 中間報告（案）
- 【資料6】平成23年度地域自立支援協議会作業部会（案）
- 【別冊】障害者相談支援指針（平成23年度版）

## 出席者

委 員・・・大須田委員、岡崎委員、小津委員、菅原委員、遠山委員、長岡委員、

日向委員、三石委員、宗澤委員（敬称略）

事務局・・・吉川障害福祉課長、吉野課長補佐、新井課長補佐、大畑課長補佐、川鍋課長補佐、高橋係長、企画係担当

## 1 開会

### ○ 出席状況と資料の確認

（吉野課長補佐）

若干定刻を過ぎてしまい申し訳ございません。本日は、皆様たいへんお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

私は、障害福祉課 課長補佐の吉野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、平成 23 年 4 月より施行されましたさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 31 条に基づくものとして最初の協議会でございます。

後ほど会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員 10 名、欠席委員 2 名ですので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第 25 条第 2 項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りいたしました資料は、第 1 回さいたま市地域自立支援協議会次第、第 1 回さいたま市地域自立支援協議会座席表、第 6 回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）、資料 1 といたしまして「さいたま市地域自立支援協議会の概要」、資料 2 といたしまして「平成 22 年度障害者総合支援センター実績報告」、資料 3 といたしまして「2011 年度コーディネーター連絡会議活動報告」、資料 4 といたしまして「平成 22 年度障害者生活支援センター実績報告」、資料 5 といたしまして「さいたま市障害者居住支援モデル事業中間報告（案）」、資料 6 といたしまして「平成 23 年度地域自立支援協議会作業部会（案）」、別冊として、障害者相談支援指針（平成 23 年度版）、また小津委員からの資料として障害者総合支援センターと発達障害者支援センターのパンフレットとなりますが、よろしいでしょうか。

ここで 1 点、委員の皆様の御了解を得る必要がございます。それは、委員名簿の公表でございます。本協議会は「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開となっており、本日の会議の議事録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。お手元の資料 1 の 18 ページをご覧ください。

名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。

なお、会議に先立ちまして、会議の公開についてお断りを申しあげます。本協議会につきましては、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして原則公開することと規定されております。

つきましては、本日、傍聴を希望する方 10 名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとの御了解をお願いいたします。

(委員一同)

異議なし。

## ○ 障害福祉課長挨拶

(吉野課長補佐)

ありがとうございます。それでは、ただ今より第 1 回さいたま市地域自立支援協議会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害福祉課長の吉川より挨拶を申し上げます。吉川課長、お願いいたします。

(吉川障害福祉課長)

皆様、こんにちは。障害福祉課長の吉川でございます。

本日は、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づく、第 1 回目の地域自立支援協議会ということで、ご多忙中にも関わらずご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

お陰様で、本年 3 月に「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」が制定の運びとなり、平成 23 年 4 月 1 日から一部施行となりました。

本条例は、障害者に対する差別及び虐待を禁止する内容の条例としては、政令指定都市として全国で初めて制定されたものであり、全国的にその動向が大変注目されております。

既に報道等でご存知のとおり、国会において障害者虐待防止法が成立し、来年 10 月から施行されることが決まっております。

本市といたしましては、国に一步先んじた形で、障害のある方に対する虐待に対応する体制を整えて参りたいと考えておりますが、虐待や権利擁護に関する取り組みだけでなく、障害のある方が地域で安心した生活を送るためには、身近な地域で日頃から行われる支援の充実が不可欠です。

本日お集まりいただいた委員の皆様は、日々地域で障害のある方の支援にご尽力をいただいている方ばかりですので、公私にわたり大変御多忙とは存じますが、是非とも地域自立支援協議会の運営にお力添えを賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございま

すが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

## ○ 委員・事務局紹介

(吉野課長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、本日の第1回協議会の開催にあたり、昨年度からの引き続きの方もいらっしゃると思いますが、改めて委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、日向委員からお願いできますでしょうか。

(日向委員)

社会福祉法人ななくさの日向と申します。名簿の方には大谷作業所と記載してあるところなのですが、今現在は（新体系へ）移行いたしまして、多機能型大谷事業所となっております。ご訂正いただければ幸いです。

今回初めて参加させていただきます。勉強不足で大変恐縮ですが、職責を全うできるよう頑張りますのでよろしく願いいたします。

(大須田委員)

名簿の1番上になります、中央区障害者生活支援センター来夢の大須田と申します。私も今年度から委員となりましたので色々ご指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

(菅原委員)

名簿の中ほどになります、緑区障害者生活支援センターむつみの方で相談支援をやっている菅原です。よろしく願いいたします。

私は引き続き委員の方をやらさせていただきますが、地域で様々な相談を受けている中での困難事例にどう関わっていくかということについて、この自立支援協議会を通じて仕組みづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

(三石委員)

見沼区障害者生活支援センターやどかりの三石と申します。よろしく願いいたします。

私も昨年度から引き続いて委員を務めさせていただきますが、今年度からさいたま市の障害者権利擁護条例に基づいての自立支援協議会ということになりましたので、障害者生活支援センターの実例から見えてくるなかなか支援の行き届いていない人々の実態等を併せまして、虐待や差別の防止ということも含めて改めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(長岡委員)

社会福祉法人ささの会、障害者支援施設どうかんの長岡と申します。私も前期に引き続き参加させていただきます。

先日、施策推進協議会等でも新しくできた条例が実際に有効なものとしていくためには今年の作業が大切だというお話しが繰り返し出ていましたが、今年頑張っ、実効性のあるさいたま市の仕組みづくりに寄与していきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

(小津委員)

障害者総合支援センター所長の小津でございます。前所長である山本の異動に伴いまして、私が今年度から委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

私どものセンターは平成 19 年にスタートいたしまして、今回は新任の委員さんもいらっしゃるということでパンフレットをお持ちしておりますが、就労支援を中心に授産活動支援と生活支援・社会参加支援、それから平成 21 年度から発達障害者支援センターを併設いたしまして総合的な支援を行っております。

ここにいらっしゃる皆様には日頃とてもお世話になっておりまして、足を向けて寝られない方ばかりでございます。どうぞよろしくお願い致します。

(岡崎委員)

こころの健康センター所長補佐の岡崎と申します。私どものところは精神保健福祉の専門機関として設立されています。引き続き委員として務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

(遠山委員)

見沼区支援課の遠山と申します。よろしくよろしくお願い致します。

本年度から協議会の委員をさせていただくこととなりました。私は見沼区支援課で平成 20 年度から障害者の方の相談ですとか障害福祉サービスの申請の受付ですとか、そういったことをやらせていただいております。

先ほど吉川課長から 6 月 24 日に虐待防止法が成立したというお話しがありまして、さいたま市としては、それに先んじて条例を作ったということで、条例と虐待防止法がどのように絡んでいくのか非常に興味を持っております。虐待防止法には警察への援助要請等も規定されていますので、このあたりについて今後この協議会や色々な会議の場等で話し合えればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(吉野課長補佐)

ありがとうございました。なお、一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会代表理事の宮部委員、浦和公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官の黒田委員が本日所用によりご欠席となっておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

障害福祉課長の吉川でございます。地域生活支援係の新井でございます。施設整備係の大畑でございます。認定支払係の川鍋でございます。福祉サービス係の高橋でございます。企画係の荒木でございます。同じく小暮でございます。同じく川松でございます。同じく小久保でございます。同じく大塚でございます。

以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。それでは、まだいらっしゃらない委員さんもおられますので、恐れ入りますが議事の順序を多少変更させていただきます。

## ○ 地域自立支援協議会設置の経緯と概要について

(吉野課長補佐)

それでは、まず本協議会設置の経緯と概要について、私からご説明させていただきますと存じます。

地域自立支援協議会は、厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な場として位置付けられています。

さいたま市では、そうした概念の基礎として市内における相談支援体制の機能強化を図り、障害者の地域生活への移行を、利用者主体の原則から進める力を地域に育むことを目的として、平成19年に地域自立支援協議会を設置しました。地域自立支援協議会は、これまで国の要綱に沿って運営されてまいりましたが、既にご承知置きのとおり、平成23年4月より誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例が施行されたことに伴い、本協議会の位置づけも、この条例によって明確化されたところでございます。

それでは、本日の資料1「さいたま市地域自立支援協議会の概要」の8ページをお開きください。

こちらは誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の本文になりますが、第31条において、「市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会を設置する」と明記されております。また、第2項においては、本協議会の役割として、(1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること、(2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること、(3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること、(4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関することという、4つの役割を掲げております。

このような地域の課題について、コーディネーター連絡会議や障害者総合支援計画の策定を担う障害者施策推進協議会等と連携しながら、さいたま市における障害者の地域移行を進める取り組みを推進してまいりたいと考えております。条例によって役割が明確化されたことで、益々障害のある方からの期待も大きくなっておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。本協議会の設置に関する経緯と概要につきましては、以上となります。

## 2 議題

### ○平成 22 年度の障害者総合支援センターの実績について

(吉野課長補佐)

それでは続きまして、本日の議題の 2 番目、平成 22 年度の障害者総合支援センターの実績について、障害者総合支援センターを代表して小津委員の方からよろしくお願いたします。

(小津委員)

座ったままで報告させていただきます。私どものセンターのパンフレットを新しくしたものですから、本日お配りさせていただいております。

ちょっと開いていただければと思うのですが、当センターは平成 19 年に福祉部の出先機関として設立されまして、ここに書かれておりますとおり主に就労支援と授産活動支援、それから社会参加・生活支援を行っております。平成 21 年には発達障害者支援センターが 3 人のスタッフでスタートしました。センターの奥では大須田さんがいらっしゃる中央区の障害者生活支援センターがございますので連携させていただいております。

やはり、大きな柱といたしましては就労支援でございます、資料 2 で就労支援の実績を報告させていただきます。

色々な働き方があると思うのですが、私どもの就労支援というのは一般企業で働きたいという障害者の支援です。障害の重い軽いに関わらず、企業で就職して社員になりたいという方の希望を叶えるのが私どもの就労支援でございます。

資料 2 に沿ってお話しをしますと、平成 22 年度の就労に関わる相談状況でございますが、平成 19 年度に設置してからグングンと相談件数が増えておりまして、就労された方も増えています。実際に昨年度 291 名の方が新規で就労の相談にお見えになったのですが、その中で実際に就労に向かえる方というのは少のうございました。

相談者の 64%は就労というよりはもう少し生活の立て直しとか日常生活のリズムとか、そのようなことを考えなければならない方でした。先ほど私は障害者生活支援センターさんに足を向けて眠れないと申しましたが、私どもでは家族のこと、お金のこと等悩みが複雑になっておりますので、それを「障害者生活支援センターがあるから、そこから一緒に考えようか」という形で、お戻しするということとは違うのですけれども、支援課さんとか生活支援センターさんとかと一緒に、そういった（生活の）支援をしていただいたという方が 64%いたということです。

この割合は年々低下しておりまして、私どもは出先機関ですが、就労支援しているということが少しずつ知られてきたのかなと。当初は 9 割くらいいらっしやったのです。それが 8 割 7 割となってきて、昨年度は 64%の方が就労はまだまだだなどという方になりました。

次に 3 番なのですが、私どもは企業開拓の人間を 2 名抱えておりまして、毎日企業を回っております。障害者雇用をしたことがない企業に対して「どうですか。お手伝いし

ますよ」という売り込みの訪問をしております。その中で、就職は無理でも実習だけでも引き受けていただける企業さんを少しずつ開拓しております。

平成 19 年当初は「障害者なんて関係ないから」という企業さんが多かったのですが、やはり企業のコンプライアンスとか CSR とかという流れが出来てまいりまして、「考えてみようか」という企業が増えてきました。ただ、事業所訪問から見える課題を書かせていただきましたが、大企業は企業としてのノウハウがあるのですけれども、中小企業は全然ないのですね。そこで、中小企業に対して障害者を雇用する上での配慮をどのように指導していくのが私どもにとっての大きな課題でございます。

あとは、人事とか雇用主には問題意識がありますので何が何でも（障害者を）入れたがりますけれども、（実際に障害者が働く）現場にはうまく伝わってなくて、いざ働き始めてみると全然配慮がされていない、障害者自身も混乱するということが多々見られます。そのときに「このような指導をしてください」ですとか、「こういう伝え方をしてください」とか、「その辺り、その辺り等と適当に言うのは駄目ですから、きちんと見える形で示してください」とか、「一緒にマニュアルを作りましょう」とか、そういった形の指導をしております。

その次としては、知的障害の方（の支援方法）については色々なことが分かってきましたが、精神障害者や発達障害者にとっては状態に波があったり、コミュニケーションの問題があったりということによって、事務職の求人が少ないのがなかなか辛いところです。

それから、従来から障害者雇用の大きな受け皿となってきた製造業なのですけれども、リーマンショック以降は求人が非常に少なくなってまいりまして、今般の震災によって本当に壊滅的なものとなりました。ですから、私どもはスーパー等の小売やサービス業で業績を上げているところを中心に営業をかけて少しずつ、1人1人送り出しております。

4 番の就職者数でございますが、段々増えてまいりまして、初年度の平成 19 年度は 27 名だったものが翌年は 52 名、21 年度 86 名、昨年度は 120 名の方を企業へ送り込むことができました。一般的には障害者雇用というと、身体障害者を思い浮かべる社長さんが多いのですが、就職している方の半数以上は知的障害者です。知的障害者を雇用するときのノウハウというのはかなり出来上がってきつつあります。

課題としては、右側には書かせていただきましたように精神障害者の職場定着の悪さですね。発達障害の方については、一見普通に見えるものですから就職は早いことが多いのですけれども、職場の人間関係によってその後駄目になるケースが多いです。それから、資料の右側に「うち施設からの就労」という欄を書きましたけれども、私どもは今日おいでになっていらっしゃる大谷事業所さんを中心に、事業所と連携しながら施設からの就労移行の支援を行っております、実習先の開拓とか「こんな就職口があるのだけれども」とか、それから実習先に（障害者総合支援センターの）ジョブコーチが入ったりですとか、就職した後に問題がないかどうか定期的に訪問したりですとか、施設からの就労移行を進めております。

こちらにつきましては、資料に書かせていただきました「就労に力を入れている施設が限定的」とはどういうことかと申しますと、就労移行を手がけている施設は多いのですが、実際に「就労をやろう、人員を割いていこう」という施設はそう多くない。本

当に施設が就労移行に取り組むためにはどうすればよいのかというのは、今後の課題です。

5番に移らせていただきます。ジョブコーチという職員は去年までは3名、今年は就職の実績が上がりましたので1名増となりまして4名のジョブコーチを抱えております。ジョブコーチは実習段階から入って障害特性に合った教え方を指導したり、マニュアルを作ったり、それから先ほど申しました（障害者雇用）戸惑っている企業さんに「こう伝えれば安心ですよ」とか、それから意外とネックになるのが、仕事は出来るのだけれど休憩の取りかたが分からないとか、ご飯を食べる時に誰も話しかけてくれないとか、その人その人によって色々特性があるものですから、そういったことを調整しております。

当センターの場合、平成19年にスタートした時に支援して就労した方への巡回を今でも行っています。そうしますと、昨年度で104名、57社を巡回しております（3名のジョブコーチでは）一杯一杯となっております。そこで、安定している人をどのように巡回の対象外とするのが課題となっております。長く関わっておりますとわが子のようになっております、1ヶ月2ヶ月に1度話をしたりしていますと対象外とするのもちょっと辛い。考えさせられるところでございます。

派遣先としては、ここに書いておりますヤオコーさんとか三菱マテリアルさんとかの物流系やスーパー、それから最近多いのが物流の倉庫の品出しの仕事です。マニュアルをきちんと作れば出来る定型業務は多いので、そういったところに働きかけて1人1人と送り込んでおります。

2枚目を開けていただきまして、先ほど施設さんと連携をしながらやっていると言いましたが、特別支援学校さんとも早いうちから連携をとらせていただきまして、実習段階からジョブコーチが入って欲しいと言われれば入りますし、高2、高3生向けの就活講座やパソコン講座等と色々なことをやりながら支援しております。

8番と9番は授産活動支援です。1つの柱として、授産製品を良くするためのアドバイザーの派遣を通じて、陳列の仕方を学んだりとか、よく見える写真の撮り方を学んだりとか、そんなことを専門家の派遣を通じて、授産製品が少しでもレベルアップして売り上げが上がって、ひいては利用者さんの賃金が上がるような工夫を施設さんと考えております。

次が離職予防ということで、みのり園さんと春光園さんで月に1回、主に就職している障害者の人達が集まって「つどい」をやっています。これが何故離職予防なのかと申しますと、立派な離職予防でして、障害者は集団で雇用されていることは少のうございまして、大抵は会社で1人とかということが多いのです。そうすると孤独になります。寂しくなります。そこで月1回でもみんなが集って楽しく遊ぶことで働く元気が出てきますので、とても大切なことだと考えています。

その次は障害者総合支援センター講座実施予定一覧で、これは平成22年度に私どもが開催した講座の一覧でございます。就労支援と生活支援と授産支援、発達障害者支援と分けております。1年を通して色々な講座をやっております。今日もパソコン講座をやっております。パソコンはやってすぐにデータ入力の仕事に結びつくといったことはないので、やはり（パソコンを）学ぶことが1つのステップとなって就職に向かって

いくという方は多いです。先ほど64%くらいが（就労が）難しい方だとお話ししたのは、朝起きられない人でも就職はしたいと言うのです。だから「まずは講座で勉強してみませんか？朝起きて身支度をして（障害者総合支援センターに）来てみませんか？」ということで、そこから始めて就職していく方がたくさんいますので、こういう講座や研修はできる限り続けていきたいと考えております。

その下にホチキス留めはしなかったのですが、発達障害者支援センターの実績報告ということで1枚ペラを付けさせていただきました。21年10月に発達障害者支援センターを開設して、発達障害のある方の相談をお受けしておりますけれども、1番上の22年度実績ですが、本人・家族からの相談ということで合計2,790件、実人数644人。これが1年で相談された方の数です。それから、スタートしてから思いのほか発達障害で悩んでいらっしゃる方が多くいらっしゃるということが分かりました。3人のスタッフでやっておりますので、受けられる相談はこれが限界です。この先どういう仕掛けをしてこれを転換していこうかというのが今の課題でございます。

大急ぎでしたが、以上です。よろしくお願いいたします。

## ○ 会長・副会長の選出

（吉野課長補佐）

ありがとうございました。それでは委員の方が揃いましたので、議事を最初に戻らせていただきたいと思います。

まず、委員の紹介ということで、宗澤委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

（宗澤委員）

遅れまして誠に申し訳ありません。埼玉大学の宗澤でございます。どうかよろしくお願いいたします。

（吉野課長補佐）

ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、本日は第1回の協議会ということになりますので、会長の方がまだ選出されておられません。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項に基づき、委員の皆様の互選により会長及び副会長各1名を選出していただきたいと思います。と存じますが、どなたかご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただけないでしょうか。

（三石委員）

これまでの地域自立支援協議会の経緯をよくご存知でいらっしゃる宗澤先生に引き続き会長をお願いしてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(吉野課長補佐)

ただいま三石委員から会長に宗澤委員をとというご発言がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

(委員一同)

異議なし。

(吉野課長補佐)

ありがとうございます。皆様からのお声を頂戴しましたが、宗澤委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(宗澤委員)

了承。

(吉野課長補佐)

ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は宗澤委員にお願いをすることといたしたいと思えます。宗澤委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、宗澤委員に会長席のほうにお移りいただき、以後の議事進行をお願ひしたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。

(宗澤会長)

皆様おはようございます。ただいま会長に選出されました宗澤でございます。今期初の委員会ということで、この3月に誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例が市議会を通過し、この4月から施行され、来年の4月からは差別虐待事案を含む完全施行という運びの中で、この自立支援協議会が果たす役割というのは大変大きなものだと思っております。

更にこの6月17日には障害者虐待防止法が参議院を通過し、来年の10月から施行される。従って、(障害者)虐待を克服していくという課題に対してさいたま市並びにさいたま市地域自立支援協議会の持つ役割の大きさというのは、地域の人達の切実な願ひに応えていくことでもある。そのような大きな課題を背負っているというふうを考えている次第です。

ご多忙の中、この会議にご参加いただいていることと思えますが、どうか皆様のご協力をいただきながら、力を合わせてこの課題に取り組んでまいりたいと思えますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に副会長の選出をさせていただきたいと思えます。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第24条第1項では会長及び副会長各1名を委員の互選により選出すると規定されております。皆様からどなたか副会長のご推薦がございましたら、挙手にてご推薦いただけませんか。

(菅原委員)

私は、さいたま市の障害者福祉の現状をよくご存知で、相談支援事業にも精通されています。長岡委員が相応しいのではないかと思いますので、推薦します。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいま菅原委員から長岡委員を副会長にというご意見がありました。その他の皆様いかがでしょうか。

ご異議ありませんね。ありがとうございます。長岡委員、よろしいでしょうか。

(長岡委員)

了承。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは長岡委員に本協議会の副会長をお願いいたします。

## ○ 運営要領の決定

(宗澤会長)

続きまして、本協議会の運営要領についてです。これも条例の施行規則第 28 条で、協議会の運営に関し必要な事項は会長が自立支援協議会に諮って定めることとなっておりますので、私から皆様にお諮りします。

本日の資料 1「さいたま市地域自立支援協議会の概要」17 ページに（案）として、昨年度までの運営要領がありますが、これを特にご異論がなければ引き続き本協議会の運営要領としたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。ご承認いただけますか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは運営要領につきましては、資料の案のとおり決定したいと思います。

## ○ 第 6 回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認

(宗澤会長)

続いて、議事の方ですが、前回の「第 6 回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）」につきまして、協議会としての承認を求められています。委員の皆様には事前に送付されているかと存じますけれども、ご参加された方もそうでない方も、修正等のご意見

がなければ、協議会として承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それでは、第6回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)につきましては、事務局案のとおり承認したいと思います。

## ○ 平成22年度のコーディネーター連絡会議について

(宗澤会長)

それでは、本日の議題の3に移りたいと思います。「平成22年度のコーディネーター連絡会議について」ということですが、こちらは三石委員からご報告を賜りたいと思います。

(三石委員)

さいたま市コーディネーター連絡会議の昨年度の報告をさせていただきます。

さいたま市コーディネーター連絡会議というのは、さいたま市内の各区にあります障害者生活支援センターと障害福祉課とが定期的に会議を行いまして、さいたま市内の障害のある方に支援が行き届くように相談支援体制の構築ですとか、関わる支援者の力量形成等の取り組みを進めている集まりとなっています。

昨年度の活動方針としては大きく3つございまして、それを重点課題に掲げて取り組みを進めてまいりました。

1つは、(障害者に)関わる障害者生活支援センターの支援者の力量形成ということで、昨年度は生活アセスメントに力点を置いた研修会を実施したりですとか、ケースカンファレンスの実態を把握するといった取り組みを行いました。

2点目は、社会適応に困難を抱えている事例ですとか、虐待や不適切な行為への支援が必要な事例を通して支援体制を構築していくということで重点課題として挙げています。特に関係機関との連携や役割分担を明確にしていくということで取り組みを進めてきました。

3点目として、昨年度は権利擁護条例(ノーマライゼーション条例)の制定への取り組みが非常に活発だったかと思います。また、第3期障害者総合支援計画の策定ということもありまして、不足している社会資源や施策を明らかにしていくという取り組みも重点課題として取り組みました。

具体的な取り組みとしては、3つの委員会ですね。教育研修委員会と広報委員会、あと調査研究委員会ということで委員会ごとに取り組みを進めてまいりました。

支援者の力量形成に関しては、主に教育研修委員会で職員の学習会ですとか、公開研修会、事例検討会というような取り組みを進めてまいりました。

広報委員会では、障害者生活支援センターの周知活動ということで、広報誌の発行ですとか、出張相談会や法律相談会を見沼区で実施したところです。

支援環境を整備したりですとか、社会資源や施策の課題を整理したりという取り組みは調査研究委員会で行いました。新規の相談者の分析作業を調査研究委員会で行ったので、資料の方にはその概要を載せています。昨年度は全部で1,179名の方の相談を新たに受けて、2ページ目以降には年齢別等に集計したものを載せております。年齢も非常に幅広くなっておりますけれども、6歳から14歳ですとか、15歳から17歳といった10代の方の新規相談者というのは特別支援学校からということも多くなっており、特別支援学校との連携により相談を進めているといった事例も増えてきております。50代から64歳、65歳以上ということになりますと地域包括支援センターと連携して支援を進めている区もあつたりしますので、地域包括支援センターとの連携も増えてきております。

障害別でみると、ここ数年傾向は変わりませんが、精神障害者の方の相談が増えてきております。障害ごとでの支援内容がどうなっているかということが、表の障害別支援内容という欄になりますが、福祉サービスの利用に関する相談が多く見られます。新規の相談の中のおよそ50%が福祉サービスの利用に関する相談となっております。知的障害の方の相談でも福祉サービスに関するものが多いのですが、中には入所施設ですとかヘルパーの利用等、通所サービスを使用しているが、通所以外の部分で支援が必要となった場合の相談ということも増えてきております。知的障害の重度の方の相談も多くなってきているのが特徴としてあるかなと思います。

精神障害の方の特徴では、福祉サービスに関するものも多いのですが、やはり社会参加ですとか就労といったことに関する相談が他の障害種別と比べて若干多くなっているのが特徴として挙げられるかなと思います。

障害者生活支援センターで受ける発達障害の相談は、さいたま市の発達障害者支援センターがしっかり整備されているということもあり、34件と全体としては少ないのですが、傾向としてはご家族からの相談が多いというのが特徴に挙げられます。

高次脳機能障害については、休職されている方や途中で障害を負った方が多くいらっしゃいますので、就労に関する相談が少し多くなっているように思います。

生活形態や相談者数については、昨年度の傾向から変わった点はありません。生活形態としては家族と同居している方の相談が多いのも変わらないのですが、家族同居といってもご両親と同居されているのか、ご兄弟と同居されているのかによっても支援の内容が変わってくるので、誰と同居しているのかという点についても少し詳しく整理していくというのが課題として挙げられます。

もう1つ調査研究委員会で行った取り組みとして、(相談支援)充実・強化事業があります。4ページ以降に報告を載せております。前期の最後の協議会でも詳細な報告をさせていただきましたので、ここでは概要だけ報告させていただければと思います。

充実・強化事業は、コーディネーター連絡会議の方で、大きく2つの目的に整理して取り組んできました。

1つは、なかなか社会との関係が持ち辛くて孤立している障害のある人や家族の実態を把握することと、さいたま市に不足している社会資源や課題を明らかにして整理する

ということを目的として行いました。事業は調査研究委員会で行ったのですが、主な内容としては、各区から事例のリストアップを行っていただきまして、その後各区で1名ずつ、支援課と障害者生活支援センターで連携した訪問を実施しています。

全体としては147事例が挙げられています。実際の経過はそこに書かれているとおりののですが、およそ10回の調査研究委員会で事例の分析ですとか進捗状況を報告しながら事例から見えてくる課題の整理を進めてまいりました。

事業の結果としては5ページに記載しています。147事例から整理した課題ということと実際に各区で訪問活動を進めた10事例と、大きく2つに分けて整理をさせていただいておりますけれども、6ページのところで、訪問活動を進めた10事例から見えてきた課題ということでまとめている部分にはほぼすべてが集約されるかなと思っております。

充実・強化事業への取り組みから見えてきた課題に関してですけれども、大きく5つの点に整理をしております。世帯全体に支援が必要であったりとか障害や疾病が重度化する前に支援が行き届く仕組みが必要ではないか。また、精神科医療機関との連携における支援、例えば医療機関への普及啓発ですとか（医療機関の）理解を進めるための取り組みとか、働く体験を通じて生活が出来るだけの仕事のあり方といったことを課題として整理させていただきました。

この課題を改善するために必要な取り組みとはどういうことかということで、主に連絡会議では、ニーズを発見して支援につなげていくためのネットワークを各区で構築していかなければならないということで、相談支援の現場では今年度ネットワークづくりを進めているとことですが、仕組みに関しては課題が十分練りきれていない部分もあると思います。

ここでは事業から見えてきた課題を改善するための取り組みとして5つ提案させていただいております。1点目は、多職種によるサポートチームを整備して、世帯に複数のニーズがあるときに訪問支援に対応できる体制を構築したりですとか、各区で見守りの支援会議ですとか、制度を補完するセーフティネットが作れないだろうかというようなことを整理させていただいております。

また、精神疾患や障害についての理解を深めるための、特に教育機関における取り組みということも今後の課題として整理させていただいております。

最後の5点目なのですが、重症化・重度化する前に必要な支援が届く、そんな仕組みを福祉だけではなくて、保健や医療や労働機関とも横断的な仕組みを作りながら予防的な取り組みを再構築していく必要があるのではないかとということで、課題を整理させていただきました。

147事例というのは氷山の一角であると考えたときに、課題の整理としては不十分な点もあるとは思いますが、相談支援充実・強化事業から見えてきた課題としてはこのような形で整理をさせていただいております。

また、戻っていただいて2ページから3ページにかけてなのですが、コーディネーター連絡会議の昨年度の取り組みの成果と課題ということで、4点ほど整理をさせていただいております。昨年度は権利擁護条例づくりが活発な1年だったかと思っております。障害者生活支援センターやコーディネーター連絡会議もその取り組みの中の100人委員会や差別事例のアンケートなどを通じて、障害のある人の生き難さということに考える機会に

なったかなと思っております。本年度から虐待に関する仕組みは施行されていますので、虐待をなくしていくための仕組みがどうなればいいのかということについては、連絡会議としても相談支援の事例の実態を出し合いながら検討していくことは、今年度の課題かなと思います。

また、社会適応に困難を抱えた方や必要な支援や支援につながっていない人たちの支援も、先ほどの充実・強化事業を通じて実態を掴んではきたのは1つの成果かなとは思いますが、その一方で、困難を抱える前に早期に支援が届くような支援のあり方の検討はまだまだこれから進めていかなければならない課題かなというふうに考えています。

関係機関との連携については少しずつですが、各区の支援課さんとのサービス調整会議の開催等を通じて進めてきております。昨年度に支援指針というものが提案をされまして、これに基づいた連携にあり方や各機関の役割、相談支援のアセスメントや支援計画の作成ということも含めて、支援センター自体も力量を付けていく必要があると思っております。障害者生活支援センターだけでなく、支援課とも協同で力量形成していきけるような機会も今年度の課題としています。連絡会議の報告は以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの三石委員の報告について、皆様から何かご意見やご質問などございますか。

(岡崎委員)

どうもありがとうございました。2点あるのですけれども、1つは新規相談者の分析作業ということで、この内訳の相談者のところの整理が私自身付かないのですが、年齢別というのは対象となった方の年齢ということですよ。最初の男女というのも対象となった方のものですかね。

(三石委員)

そうです。

(岡崎委員)

相談者というのは、本人だけでなくご家族も含めてということになっていますよね。例えば5歳の方がご相談に来るといったことはないわけですから、細かいことを言うようですが、実際に相談に来られた方の年齢という形にした方が、そういうことでどうの方が相談に来られたかということが分かりやすくなると思います。

相談に来た方と（支援の）対象となる方のプロフィールがもう少し明確になった方がいいかなと。

もう1点。こちらは誤字だと思いますが、公開研修会の表題なのですが「犯罪を振り返らず地域で暮らす」の“振り返らず”という言葉は聞いたことがないので、“繰り返さず”だと思いますが、特別な何か意味があるということではないですよ。

(三石委員)

誤字です。申し訳ございません。

(宗澤会長)

ありがとうございました。来談者とどの方の問題での相談なのかということは、私も原則として区別するべきだと思います。今後の整理の仕方としてご検討ください。

それでは、他にはいかがでしょうか。

(長岡委員)

質問なのですけれども、7 ページの (3)、課題を解決するところの②の「地区ごとの見守り会議を設置」ということなのですが、具体的にどのようなイメージで考えていらっしゃるのかお伺いしたいです。

(三石委員)

既に各区にサービス調整会議ですとか、地域包括支援センターの支援会議、それから保健センターでもインテークCCとか、様々な会議が各区で行われているのが現状ですが、それが実際の支援にどの程度つながっているのか分かりづらかったりということがあるので、現在のサービス調整会議だけでなく、地域包括支援センターや保健センターも集めて定期的に支援の検討が出来るような会議を開催できたらどうかといったイメージが 10 事例から見えてきています。

具体的に何か取り組みを進めているという段階ではないのですけれども、今年度の連絡会議で開催に向けた取り組みを進めていきたいと考えているところです。

(宗澤会長)

本市の場合、地区ごとに地域包括支援センターが設置されていて、これが 1 番基礎の単位のネットワークを構築していくということが、障害福祉の領域だけでなく、地域福祉の考え方としてあって、その基礎単位を活用して今後（の支援を）考えていきたいというイメージだということですよ。

(長岡委員)

相談支援事業が来年度から益々大変になっていくという中で、要するにお聞きしたかったのは、サービス調整会議というのは利用者さんにチームが集まるという感じなので、そうではなくて、定期的に地域で支援の核になるような方々が集まって会議をするという意味では、地域にこの自立支援協議会的なものをシミュレーションされているのであれば、是非欲しいなと思っています。

(宗澤会長)

ありがとうございました。地区ごとの機関の代表者会議であるとかの定例化したものと、個別ケースに関わる検討会議、ケースごとの（支援の）運び方というのでしょうか、そういうものは両方で具体的に考えていく必要があると思います。この点は今後皆さん

と共に検討してまいりたいと思います。大変重要なご指摘をありがとうございました。

(岡崎委員)

この件に関しては、市でも要保護児童の（領域で対象者を）リストアップをして経過を追っているという仕組みがあるのですね。各区でこれは持っているので、これが1つのモデルとなると思います。こういうことが児童の方では行われています。うちも参加しておりますので、こういった方法も考えられるのかと思いました。

(宗澤会長)

障害の領域は児童から高齢まで全てのライフステージを包括した領域だということもありますので、児童や高齢者（領域）の地域での取り組みと、必要に応じてきちんと重なりながら前に進めていくのが大事だろうと思いますので、よろしく願いいたします。他にはいかがでしょうか。

#### ○ 平成22年度の障害者生活支援センター運営実績について

(宗澤会長)

それでは、今の三石委員のご報告と関係するところでもありますので、議題4の「平成22年度の障害者生活支援センター運営実績について」に進ませていただきます。事務局からご報告をお願いいたします。

(吉野課長補佐)

こちらは平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、市内14箇所の障害者生活支援センターにおいて実施した相談支援の状況をまとめたものでございます。

まず、全体の相談者の実人員でございますが、新規の相談者が1,207名、継続した相談支援を受けている方が8,939名の合計10,146名でございました。センター毎に見ますと、中央区、緑区、岩槻区の3つのセンターにおいて、年間の相談者数が1,00名を超えている状況でございます。

続きまして、1ページ目の下の方に掲載している円グラフをご覧ください。こちらにつきましては、相談者を年齢と障害種別によって分類したものでございます。まず、左側の年齢別の内訳でございますが、40歳から64歳までの相談者が44%と最も多く占めております。次に、30歳から39歳が25%となっております。従って、30歳以上の、比較的年齢の高い方の相談が全体の7割近くを占めていることが明らかとなっております。

続きまして、右側の障害種別ごとの内訳でございますが、精神障害の相談が50%と全体の半分を占めており、深刻な状況となっております。また、知的障害につきましても31%となっております、精神障害と併せて地域生活を送る上での困難が大きいことが伺えます。

また、発達障害や高次脳機能障害といった、これまで制度の谷間といわれてきた障害

のある方の相談も徐々に増加している現状にあり、今後はこれらの相談件数の変化にも注意を払っていく必要があると感じております。

続きまして、2 ページをお開きください。こちらの下段には、昨年度1年間の支援件数を掲載してございます。全体の相談支援件数は63,907件でございました。センター毎に見ますと、西区、北区の精神、中央区、桜区、緑区、岩槻区の6センターで、支援件数が5,000件を超えている現状です。1ヶ月に1センターあたり400件程度の支援を実施している計算となり、支援者の負担が極めて大きくなっていると分析しております。

2 ページ目下部の円グラフをご覧ください。左側の支援方法の内訳では、電話による相談が45%と概ね半数を占めております。関係機関に関するものも24%に上っております。右側の支援内容の内訳につきましては、福祉サービスに関する相談が24%で最も高い値となっておりますが、各々の分野において一定程度の割合で相談者がいることから、特定のニーズというよりは、広汎多岐にわたるニーズがあることが明らかとなっております。

平成23年度におきましては、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の施行に併せまして、障害者生活支援センターにおいて障害者虐待の対応についてこれまで以上の支援をお願いしているところでございますので、こうした取り組みがどの程度影響を与えるのかという点につきましても、今後注視してまいりたいと考えております。

続きまして、3 ページ目でございますが、こちらは相談件数とサービス調整会議の年度ごとの推移を表したものでございます。

ページ中央部のグラフをご覧ください。センターの設置数が異なりますので単純比較はできませんが、昨年度の市域全体の相談件数につきましては、平成18年度の約3倍、センターの設置数が現在と同じ14箇所となった平成20年度と比較しても約1.7倍の伸びとなっており、相談支援体制の更なる強化の必要性が感じられるところでございます。

相談支援体制につきましては、こうした極めて厳しい現状を考慮するとともに、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づく障害者虐待や差別に対する十分な対応を行うためにも、本市といたしましても、更なる充実を図れるよう今後検討を進めてまいりたいと考えております。

障害者生活支援センターの昨年度の実績につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について、皆様から何かご意見やご質問などございますか。

地域からの相談は着実に増えている。条例で課題となりました差別や虐待に関しても生活や就労などの様々な場面での相談と支援というものが生きていて、はじめて差別や虐待事案に対する支援が有効なものとなってくるという観点からすれば、今後必要となる支援の実績を作ったと考えられる一方で、大変な伸び率ですので、障害者生活支援センターの職員の方には大変タイトな仕事という現実もあるのだろうと思います。

## ○ 障害者居住支援モデル事業の中間報告について

(宗澤会長)

特に皆様から（ご意見が）なければ、「障害者居住支援モデル事業」の中間報告について、再び三石委員からご報告を賜りたいと思います。よろしいですか。

(三石委員)

障害者居住支援モデル事業の今年度の中間報告をさせていただければと思います。

居住支援モデル事業はこの4月からモデル事業ということで、見沼区と中央区と浦和区の3区で実施させていただいております。中央区は3障害全ての方々への居住支援ということになるのですが、浦和区は身体と知的、見沼区は精神ということで障害種別を限って居住支援を進めています。中間報告ということでまだまだ不十分な点はあるかと思いますが、対象者はどのような方々で、どのような支援をしているのかといったことをご報告させていただければと思います。

対象者の概要ですが、資料の1ページ目、浦和、中央、見沼とデータを整理させていただいております。性別ですとか経済状況ですとか、あとは年齢と活用している社会資源にどんなものがあるのかといった形で整理しております。この事業は入居支援と入継続支援、24時間サポートという3つが支援の柱となっているのですが、始まったばかりの事業なので、入居支援に関しては各区とも1人だったり2人だったりといった具合ですが、単身生活を続けるための入居継続支援に関しましては、浦和区が9人で中央区が36人、見沼区が28人ということで、対象者を整理しています。

年齢別では各区とも50歳代の方が多かったのですが、それ以外でも20～40歳代が継続支援では多くなっております。活用している社会資源では、浦和区はヘルパーと地域デイケアの利用が多くなっておりますが、見沼区と中央区では地域活動支援センターのI型の利用が多くなってきております。その一方で（社会資源を何も）利用されていない方というのも各区にいらっしゃいまして、主に訪問を中心に支援を行っているのが現状です。

3ページ目からになります。単身生活が長い方もいらっしゃいますが、それぞれの方が単身生活になられたきっかけを整理しています。家族の事情であったり、支援を開始した時点で既に単身だったという方もいます。障害が悪化することによって支援が必要となって単身生活になられた方もいらっしゃいます。ご家族からの虐待が理由で単身生活になられたという方もいらっしゃいますし、最近ではホームレスの状態から単身生活になられた方や公判後に釈放されることを前提に単身生活への移行が必要な方も少しずつ増えてきています。

それぞれの生活支援センターの支援の内容として、入居支援と入継続支援の内容を整理させていただいております。

入居支援は主に物件探しですとか、契約時の同行支援、入居手続きなどの支援です。他には入居にあたっての生活技術に関する支援であったり、単身生活へ移行する上での

家族間の調整であったりということが主な支援内容になります。

入居継続支援に関しては、様々な支援を行っております。人間関係のトラブルや不安、悩みについての相談支援や病状が不安定だったりということで見守りが必要な場合の支援ですとか、就労を希望される場合のハローワークですとか総合支援センターでの同行や医療機関への同行支援も行ってまいります。

24時間サポートに関しては、夜間に具合が悪くなったときなどの緊急電話ということですので。

次ページからが支援内容と支援から見えてきている課題ということで、整理させていただいております。

まず、入居支援の内容と課題ということですが、主にはご家族からの独立を望んで単身生活を始めたAさんですとか、自立生活を目指してはいるが絶対に支援が必要なBさんを対象者として支援を続けてきています。

Aさんは身体と知的障害のある40歳代の方なのですが、もともとご両親と同居されていたのですが、お母さんへの依存的な傾向が強かったことと併せて、Aさん自身も単身生活の希望を持ち始めたということで、お母さんと連携しながら単身生活を目指して準備をしてきた人です。様々な入居に関する支援をするのですがけれども、ご自身が入院するという事態が発生して自信をなくしてしまっていて、ご両親とお話して一旦（単身移行は）見合わせましょうということになりましたけれども、その後も継続的な支援を行っております。

次に、Bさんの事例です。知的障害のある30歳代の方なのですが、単身生活への準備を支援センターで行った方になります。もともとお父さんと弟さんと一緒に暮らしていたのですが、お父さんが病気がちだったり、弟さんも単発のアルバイトを時々しているといった程度の状態で、工場で就労されているBさんの所得が家族を支えているといった状態にありました。Bさん自身は、結婚を希望されているということもあり、入居支援を生活支援センターの方で行ったケースになります。

ただ、Bさんだけの支援ではなく、お父さんや弟さんの生活をどう保障していくのかということも支援の中で重要な要素なので、訪問を提案していますがまだ受け入れをされていない状況で、今後も継続的な支援が必要な事例です。

次の事例Cは精神障害のある40歳代の方の事例で、この方は体験型入居を通じて単身生活を実現された方になります。この方は単身生活に対して不安があったのですがけれども、チャレンジハウスというものが見沼区に1箇所ありまして、グループホームの空き室を使って1人暮らしの体験ができるというものです。その体験型住居を半年活用して自信を付けてから単身生活に踏み切ったという事例です。

入居支援について見えてきた課題としては、世帯の状況の変化を見越しながらの継続的な相談支援であったり、関係機関との連携を通して単身生活への準備に向けた支援が継続的に必要だなということが見えてきているということと、1人暮らし体験型住居というものが有効に働く人達がいることから、十分な準備期間を経て単身生活への移行ができるような住環境の整備といったものもこれから必要になるのかなと感じています。

次に入居継続支援の概要とそこから見えてきた課題についてということで、5ページ目に移らせていただきます。

単身生活を継続するための様々な支援を行っているのですが、色々な福祉サービスを利用されている方、通所ですとか地域活動支援センターですとか、そういった社会資源を活用して日常生活を安定させている方が多くいらっしゃいます。

事例のAさんは知的の30歳代の方ですが、要介護状態の親と同居されていた方です。この方は、介護保険の担当の方と障害者生活支援センターが継続して支援を行ってきた方だったのですが、親が急逝したことをきっかけに単身生活を関係機関と検討した結果、1人暮らしの実現につながり、その後も継続的な支援を続けている方になります。

定期的な訪問によって、不安解消のための書類の確認ですとか、社会参加活動への同行。また、宗教への勧誘などの心配もあるので、そういったことへの見守りを関係機関と連携して継続しています。

事例のBさんになりますけれども、知的障害の40歳代の方です。単身生活自体は7年目に入っているんですけど、さいたま市外の工場で就労されている方です。

お父さんが亡くなってから同居していた兄夫婦がいるのですが、経済的・身体的虐待を受けているということが分かりまして、支援課と支援センターで支援を開始して、アパートでの単身生活を開始しました。ヘルパーや保佐人の支えでなんとか単身生活をしていたのですが、この3月の震災の影響で職場から自宅待機を命じられて、生活の不安定さが大きくなってきました。

夜間の対応もしておりまして、主治医の診断を受けたところストレス性の内科疾患を発症しているとのことで、入院となりました。その後退院をしましたが、様々な不安感からADLがすごく低下してしまいました。主治医から24時間支援のある入所施設で対応することが必要だろうということで、そのための支援を継続しているところなのですが、さいたま市内では長期で受入をしてくれる社会資源がないために、市外の施設を点々とする結果となって、それがご本人の更なる不安を強めてしまっていて、食事も十分に摂れなくなりました。

現在はさいたま市内の生活ホームでショートステイを利用しており、住み慣れた地域と顔見知りの支援者によって少しずつ体調が安定してきているという方になります。

最後が事例のCさんですが、精神障害のある20歳代の方になります。この方は幼い頃に両親が離婚されてから父親と暮らしていたのですが、精神障害を発症してから父親からの暴力によって病状が不安定になって入院された方です。

退院後の生活としては、生活訓練施設を利用して単身生活を目指しましょうということで支援を進めまして、現在単身生活に移られて3年目の方です。最初は精神科病院の入退院を繰り返すなど病状が不安定だったのですが、寂しいときや不安なときなどに地域活動支援センターに通って職員とも相談できるようになり、少しずつ本人の中に安心できる居場所が見つかったということで、活動の広がりも見られて、現在は作業所の利用もできるようになりました。ここ1年は入院もなく作業所や地域活動支援センターのサポートを受けながら地域生活を継続している方になります。

少し特徴的な事例を3点ほど挙げましたが、入居継続支援に伴って単身生活をしていく上での課題ということを整理しています。やはり、生活が激変したときに慣れ親しんだ環境でのショートステイが実施できるような社会資源の構築が必要だと考えています。また、医療機関との連携に限っては、精神科以外の疾患を持たれている方もいらっしゃ

るので、精神科以外の医療機関との連携ですとか、日常的に健康管理ができるような体制をつくっていくことが重要だと思っているのと、既存の社会資源では利用につながらない場合もあります。継続的な見守りが必要な人もいますが、社会とのつながりの場という意味では、地域活動支援センターが障害種別を問わず利用できるようなものが拡充されていくといいかなと思います。居住サポートの報告は以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの三石委員の報告に何かご意見などありますか。私のほうから1点あるのですけれども、5ページの下の方、Bさんの事例ですね。

これは中間報告(案)となっているので、皆様のご承認をいただければ中間報告となるものですよね。そこで、ショートステイを利用したBさんが施設側から「ショートステイはあくまで場貸しであるから、これ以上の受け入れは難しい」と。これは何というか、もしこういうことを施設側が言ったとしたら、これは行政指導の対象としていい。

これを報告書に明記した方がよろしいですか。ここは報告書として必要な形式要件として、あとで事務局にご相談してください。

施設がもしこのような言葉を使ったとすれば、容認すべからざる発言ではないかと私は思います。他にはいかがでしょうか。

(大須田委員)

今の宗澤会長のご発言についてなのですが、ショートステイの実態につきましては、この居住サポート事業の課題とも関わる部分でありますし、地域で生活する障害のある方のショートステイのニーズと受け入れる側の施設の実態把握をきちんとすべきだと思っております。

(宗澤会長)

ショートステイの社会資源の重要性というのは、以前の自立支援協議会の中でも、それから障害者施策推進協議会の中でも繰り返し指摘されてきたことだと思います。

折しも、虐待事案にこの地域でどのように支援システムを構築していくのかという新たな課題も含めて、居住サポートも試行事業の中間報告がこういう形で出てきて、益々ショートステイの重要さが確かめられてきているところであると考えますので、ご指摘のショートステイについては改めて検討課題とするということを確認させていただいて、今の三石委員の中間報告を確認しておきたいと思います。

この中間報告につきましては、本協議会でまとめとしてひとまずまとめるということでもよろしいですか。特にご異論なければ中間報告として一度事務局にお返ししたいと思います。いかがでしょうか。

(長岡委員)

1つだけよろしいですか。今のショートステイの件で。

課題のところにもあるのかもしれないのですけれども、私の施設の方でもショートステイを提供しているのですけれども、居住の支援に関しては関係機関との連携も必要ですし、

個別の支援においても支援拒否があったりと難しい課題がたくさんあるのですね。

そこで、課題の中の個別支援計画の部分は、私は触れてもいいのではないかなど。個別支援計画があって、それを関係機関で共有していれば、この施設のように場貸しという発言にはつながらない。逆に、このような資源がたくさんあるということ前提で関係機関を含めて支援の方向性をきちんと出すという意味での個別支援計画について触れたほうがいい。先ほどの相談支援のまとめのところでも、支援計画作成というのが少なくなっていると思うのですが、今後は力を入れていかなければならない部分だと思いますので。以上です。

(宗澤会長)

地域連携を進めていく上で、個別支援計画を共有するという課題は重要なのではないかというご指摘です。これはごもっともかと思しますので、この点は中間報告の中に何かの形で入れていただければと思います。よろしいですね。

それでは、中間報告につきましては、ご指摘いただいた部分を含めまして三石委員の報告のとおり承認することといたします。ご異議ございませんか。

(岡崎委員)

ちょっと1点。この件でよく分からないので教えていただきたいのですが、このケースの場合、市外の施設に行っているということで、市内の対応できなくて市外にお願いした場合で、そもそも市内で受けるべきものだからという前提からこのような（施設側の）言葉が出てくる可能性があるのではないかと思ったのですが、さいたま市の方を市外へ措置するということから来る問題と、そういうことではないのですか。

(大須田委員)

支援が必要な状態で施設側にショートステイをお願いしたときに、これだけ支援が必要な人はショートステイ（の利用）は難しいという趣旨です。

(岡崎委員)

そもそもショートステイ（の利用）が難しいということですか。

措置した場合は、市内・市外関わらず平等に扱わなければならないという認識でいいのか、そのあたりがちょっと…。

(大須田委員)

そういうことではないです。

(宗澤会長)

今の岡崎委員のご指摘に関わって、6 ページの最後の課題のところ、生活が激変しない環境でのショートステイの実施というものが挙げられていますよね。つまり、考え方としては、さいたま市内にこれまで住んでいた方が、ショートステイだから滑川に行ってしまうということはおかしいと、そういう課題の確認は含まれているのですよね。

(大須田委員)

はい。

(宗澤会長)

そうですね。それでは、これで承認したいと思いますが、ご異議ございますか。

## ○ 虐待事案について

(宗澤会長)

それでは、議題の6に移りたいと思います。議題の6番目の「虐待事案」について、まず事務局より説明をお願いします。

(吉野課長補佐)

それでは、虐待対応について説明させていただきます。また、ここで併せて障害者相談支援指針についてもご報告させていただきます。

平成21年～22年度、第2期の地域自立支援協議会において議論し、前回の協議会にて承認をいただきました「さいたま市障害者相談支援指針」ですが、保健福祉局長決裁を経て、本年4月1日よりさいたま市のオフィシャルな指針として活用しております。本日は皆様方にお配りしたクリーム色の冊子はその支援指針となります。

障害者の相談支援の最前線である支援課、障害者生活支援センターには担当者ごとに配布しており、併せて児童相談所や保健所など各関係機関にも配布し、指針の周知を図っております。なお、支援課の新任職員に対しては、本年度よりこの指針を用いて相談支援に関する研修を行っております。

内容につきましては、前回の協議会で承認をいただいたとおりとなっております。ただし、暫定指針となっております虐待対応指針の箇所については、前回、委員の皆様よりいただきました指摘に基づいて修正を行っております。

主な変更点ですが、まず66ページになります。家庭内、施設内における虐待だけでなく、その他の虐待への対応ということで、雇用現場での虐待、病院内での虐待、学校内における虐待について記載し、ハローワークの障害者雇用担当者、病院のソーシャルワーカーや学校の特別支援教育コーディネーターなどと連携して虐待に対応していくこととしております。また、74ページになりますが、タイトルを「障害者虐待の判断基準」から「緊急対応の判断基準（介入の判断基準）」と変更しております。

虐待指針の最後のページ、77ページになりますが、こちらでは前回協議会においてご意見がございました「暫定の虐待対応指針における今後の課題」をここに記載し、今後の課題を明確にしております。

このような修正を行ったうえで、支援指針として完成、活用をいたしております。障害者相談支援指針に関する報告は以上でございます。

議題6の虐待事案に関する説明に戻りますが、事務局といたしましては、本年度、障害者虐待対応の指針、システム作りということを重点的に取り組むべき課題と考えてお

ります。(誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する)条例の推進体制として整備をしていく必要もあり、また、国の方でも障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が可決成立し、来年10月1日より施行いたします。

本年度の地域自立支援協議会において、虐待の具体的事例等から実態、課題や改善点などを洗い出し、それを反映させるかたちで虐待対応指針の改定や社会資源やシステムへのご提言をいただければと考えております。

そこで、事務局といたしましては、虐待対応に関して重点的に議論していくために作業部会を立ち上げ、課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えており、障害者虐待対策部会の設置を提案させていただくものでございます。

資料6「平成23年度地域自立支援協議会作業部会(案)」をご覧ください。こちらに簡単ではありますが概要をまとめております。

基本的には、委員の皆さまにメンバーとなっただき、コーディネーター連絡会議、障害者生活支援センターや支援課を含め、各関係機関の職員にも事例報告などで参加いただくというかたちを考えております。ただし、作業部会については、こちらからの報酬の用意ができていないことがありますので、あくまで任意のご協力いただける委員の方をお願いできればと考えております。

部会では、先程ご説明いたしました支援指針に記載している課題をはじめ、具体的には、障害者用虐待チェックシートの作成や必要な社会資源の提案などについてご議論いただければと考えております。

また、指針の63ページ「施設内での障害者虐待の対応」についてですが、指針完成後、各機関から意見がありまして、フローチャートを変更したいと考えております。

63ページのフローチャートにつきましては、障害者の保護という視点からまとめたため、基本的には家庭での虐待同様、支援課及び支援センターが当初の対応、つまり、緊急性の判断、事実確認、訪問調査を行い、その後に障害福祉課、監査指導課が入るかたちとなっております。しかしながら、想定される施設内での虐待事案には、不特定多数の障害者に対して虐待が行われる場合や市外の福祉事務所が援護を行っている障害者が虐待されている場合なども考えられ、各福祉事務所が対応するには難しい事案も想定されます。そのため、今回の変更に至りました。

虐待対応の当初の段階から、障害者の保護という側面から福祉事務所が支援を行い、施設への指導という側面から障害福祉課、監査指導課が対応するというかたちにしております。

63ページに挟み込まれている両面印刷のフローチャートをご覧ください。

施設内での障害者虐待の対応について、「援護ケースがいる場合」と「援護ケースがない場合」に分けております。「援護ケースがいる場合」というのは、各福祉事務所が援護している障害者が虐待にあっている場合で、具体的には、市内の施設で〇〇区の〇〇さんが虐待されているという場合や、不特定多数への虐待の中に〇〇区の障害者も含まれているような場合です。

チャートに沿って、ご説明いたしますが、通報窓口につきましては、変わらず支援課と障害者生活支援センターとなります。変更点といたしましては、緊急性の判断、事実

確認、訪問調査について、障害福祉課と福祉事務所で連携して行うという形にいたしました。障害者の保護という側面から福祉事務所が支援を行い、施設への指導という側面から障害福祉課が入るといった形になります。虐待が認められた場合は、障害福祉課及び監査指導課が指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行うことになり、福祉事務所において、他施設への保護などを行うことになります。

次に、「援護ケースがない場合」ですが、具体的にはさいたま市内の施設で市外の福祉事務所が援護を行っている障害者が虐待されている場合になります。この場合も通報窓口につきましては、変わらずに支援課及び障害者生活支援センターとなります。しかし、その後につきましては、福祉事務所には障害者を保護するという権限がないことから、障害福祉課が緊急性の判断、事実確認、訪問調査を行うこととしております。虐待が疑われるような場合につきましては、障害福祉課の権限があくまで施設への指導にしかありませんので、援護を行っている福祉事務所に協力を求め、連携して対応していくというかたちになります。

施設内での障害者虐待につきましては、「援護ケースがある場合」と「援護ケースがない場合」の2つのチャートに沿って対応するように変更していきたいと考えております。

作業部会の設置及びフローチャートの変更について、ご議論・ご承認いただければと存じます。虐待については報告が主となりましたが、事務局からは以上でございます。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。もともと、本市の権利擁護条例から要請される課題として、本年度、この虐待事案に関する実務上の細かな点であるとか、システムづくりが非常に大きな点として確認されました。これはそれぞれ地域で十分に機能するようにシステムを作っていかなければなりませんので、これまでの様々な地域支援の教訓や場合によっては虐待支援の教訓も含めて、実効的なさいたま市の仕組み、実務のつながりを考えていく必要がある。そうした観点から、作業部会においてインテンシブな細部の検討を行いたいというご提案かと思えます。

もう1つ。施設内虐待に関しましては、この間、国の法律が成立しましたところ、高齢者虐待と同様に公表することになると思えます。施設内虐待があった場合には施設を公表すると、高齢者虐待ではそうになっていますね。従って、これまでの高齢者虐待の経験でいうと、事業者にとっては公表されるという不利益な部分があって、当然虐待の認定等に抵抗してくるということがありますので、障害福祉課が当初段階から事実確認に入ることは必要な手立てだと私は考えます。そうしなければ事業者の中で起きている虐待には介入しづらいということが出てきますので。

しかし、今日ご提案いただいたものを含めて、暫定指針であると考えてよろしいのですよね。細部については今後検討していくものであるということをご前提にした上で、ひとまず今日ご修正いただいたと。そのようにご理解いただければと思います。

今後作業部会を設置するという点に関しては、皆様何かご異論ございますか。施策推進協議会を含めてですが、これまでさいたま市の地域自立支援協議会では、課題の細

部を検討しなければならない場合に、本協議会の回数だけではとても煮詰めていくことができないという現実的な問題もあってですね、手弁当でこのワーキンググループへの参加をお願いしてきました。これは地域自立支援協議会の大きな課題である虐待支援システムをどのように有効に構築していくのかという、不可欠な課題であると考えますので、最大限委員の皆様のご協力を仰ぎたいということで、私からもお願いさせていただきます。

具体的にどのように進めていくのかという点については少し事務局と相談しながら、ということになると思いますけれども、ワーキンググループを設置するという事自体にはひとまずご了承いただけますか。

(委員一同)

承認。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それと、ひとまず暫定の範囲内で修正をいただいたという点についてもご異議ございませんか。それでは事務局からの提案についてはご承認いただいたということで、特にご意見がなければ一応決められた議事は終了となります。

特に何かございますか。それでは事務局からお願いします。

### 3 その他

#### ○ 今後の日程について

(吉野課長補佐)

本日は、大変長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。障害者居住支援モデル事業の中間報告をはじめ、頂戴したご意見につきましては、次期障害者総合支援計画策定の中で参考とさせていただきたいと存じます。

さて、今後の日程についてでございますが、次回開催は11月頃の開催を予定しております。詳細が決まり次第改めてお知らせいたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、来週7月21日(木)に第2回障害者施策推進協議会が予定されております。こちらにつきましても、併せてよろしくお願いしたいと存じます。事務局からは以上です。

(宗澤会長)

それでは、私から1つだけ補足させていただきます。

国の虐待防止法が成立した関係で、国関係者への情報収集を私の方で行いました。ある方からは、こういう表現で説明をいただいたのですね。それは「この法律は誰の懐も痛まないのだから国会を通過させた」と。つまり、誰の懐も痛まないのですから、国の予算

措置については期待できないということだと理解しています。

それからもう1つが、国の担当者も今回の国会で成立するかどうかは分からなかったと。成立するかもしれないとは思っていたけれども、今国会で成立するかどうかは厚生労働省サイドもはっきりとした見通しを持っていなかったということです。従って、国研修事業、それから虐待支援マニュアル。これらをどうするのかということ、取り急ぎ検討していると。つまり、これまでの研修事業にプラスして職場での虐待を付け加える程度のものになるのではないかという話しでした。虐待マニュアルについては、高齢者のものにプラスして職場での虐待を付け加えると。従って、地域支援ネットワークとしては、見守り支援ネットワーク、それから保健医療福祉介入ネットワーク、それから専門機関支援ネットワークという3層構造で高齢者虐待のネットワークというのは構築されてきました。

この3層構造のネットワークに中核機関、つまり行政の中で緊急性の判断をして事実調整をしていくという管制塔の役割を果たすところをしっかりと位置付けていくと。そのようなイメージを障害者虐待の領域でも細部にわたってシステムとして構築していくということになろうかと思えます。それで、11月の地域自立支援協議会までの間にワーキンググループで、この細部の検討に至急着手したいと考えておりますので、今後皆様に日程の都合を含めて事務局からご連絡申し上げますと思いますが、私の方からも併せてお願い申し上げまして、今日の第1回さいたま市地域自立支援協議会を閉会させていただきたいと思えます。委員の皆様には会の進行にご協力いただき本当にありがとうございました。

以 上